

札幌市老人・身体障害者福祉施設条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市老人・身体障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

札幌市老人・身体障害者福祉施設条例（昭和40年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項第3号中「200円」を「250円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の2第2項第3号の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（理 由）

老人福祉センターの浴室の使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。